平成２４年（フ）第６２０号
静岡市駿河区大谷2489番地の３
破産者　小池　昌彦
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８２号
愛知県あま市新居屋鶴田36番地
破産者　レストランつくしこと　友松　博美
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７６３号
愛知県北名古屋市久地野権現125番地　ロッキーハセガワ102号、従前の住所愛知県稲沢市稲沢町前田105番地33
破産者　田中　範哉
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８３７号
名古屋市北区喜惣治２丁目177番地　喜惣治荘Ｔ10棟302号
破産者　石原　真人
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６４号
名古屋市中川区上脇町２丁目４番地　コーポモリ401号
破産者　小川　理予（旧姓山脇）
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４号
三重県伊賀市柏野1143番地の４
破産者　安川　道子
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１２６０号
京都府宇治市大久保町旦椋19番地の８、開始決定時の住所京都府宇治市大久保町旦椋11番地の22
破産者　お好み焼にんじんこと金井正和こと　金　　正和
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４７号
京都府京丹後市弥栄町木橋1368番地の１
破産者　吉岡　昌幸
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第７６３号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番18―1704号
破産者　東晃司こと　**鄭**　　晃司
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
奈良県吉野郡大淀町土田507―751、住民票上の住所三重県桑名市大字桑名628番地４
破産者　山下　義弘
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１５７号
大分市大字森236番地の３
破産者　岩﨑　　誠
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０９号
大分県別府市大字内竈1271番地の１　メリヴェール泉209号
破産者　衞本　円治
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２９号
大分市大道町３丁目３番61号　大道ハイツ203
破産者　橋本　高美
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２７号
大分県津久見市志手町11の５、住民票上の住所大分県津久見市大字長目574番地
破産者　五十川和秋
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４４号
大分県臼杵市大字二王座１番地
破産者　狭間　孝幸
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８８号
大分県津久見市中央町８番22号
破産者　朝木　繁光
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４６号
沖縄県糸満市潮崎町３丁目28番地の10　101号
破産者　ＭＣＩＬＶＲＩＤＥ　ＧＬＥＮＮ　ＦＲＡＮＣＩＳ（マクブライド　グレン　フランシス）
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４４７号
沖縄県糸満市潮崎町３丁目28番地の10　101号
破産者　マクブライド　直子
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４８６号
沖縄県浦添市字前田862番地２
破産者　津波古栄次
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部